

# 令和8(2026)年度 栃木県高等学校等修学資金 貸与者募集のお知らせ

栃木県教育委員会事務局 教育政策課

栃木県では、令和8(2026)年度修学資金の新規・継続貸与者を募集します。  
保護者や担任の先生等と相談の上、申し込みしましょう。

- 修学資金はあなた自身が「借りる」ものです。
- 貸与を受けるのは生徒本人で、返還義務も本人にあります。
- 原則、貸与を受けた金額は、将来、全額返還が必要です。  
その返還金はすべて後輩の修学資金として活用される仕組みになっています。
- 修学資金を希望する方は、申請資格、返還について十分理解の上、申し込んでください。

1 申請資格	勉学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な在学学生です。 ◇ 新規 = 高等学校又は高等専門学校の在学学生 ◇ 継続 = 前年度までの借受者で継続貸与を希望する在学学生														
2 募集期間	令和8(2026)年6月1日(月)から令和8(2026)年6月15日(月)まで														
3 申請手続	詳しい資料「修学資金の貸与を希望する皆さんへ」や申請書の様式は、 <u>県ホームページからダウンロードして使用してください</u> 。(各学校にもあります) <u>在学する学校の担当の先生に申請書を提出してください</u> 。 ※課税証明書等の添付が必要となりますので、早めに準備してください。(新規の方は、連帯保証人の印鑑登録証明書の添付も必要となります。)														
4 貸与月額	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>月 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>国立の高等専門学校</td><td>自宅通学のとき</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>県立の高等学校</td><td>自宅外通学のとき</td><td>23,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">私立の高等学校</td><td>自宅通学のとき</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>自宅外通学のとき</td><td>35,000円</td></tr></tbody></table> ※3カ月分ずつ生徒本人の指定口座に振り込まれます。	区 分		月 額	国立の高等専門学校	自宅通学のとき	18,000円	県立の高等学校	自宅外通学のとき	23,000円	私立の高等学校	自宅通学のとき	30,000円	自宅外通学のとき	35,000円
区 分		月 額													
国立の高等専門学校	自宅通学のとき	18,000円													
県立の高等学校	自宅外通学のとき	23,000円													
私立の高等学校	自宅通学のとき	30,000円													
	自宅外通学のとき	35,000円													
5 返 還	◇ 卒業後6カ月を経過したときから、貸与額に応じて6年から20年で返還します。 ◇ 年賦、半年賦又は月賦による均等払い ◇ 修学資金は無利息ですが、返還が延滞した場合は、延滞金(6ヶ月を超えるごとに1.5%)がつきます。 ◇ 返還金の滞納が生じた場合、民間の弁護士法人に未納金回収を委託することがあります。 ◇ 大学等に進学したときは、申請することにより、その在学中の返還が猶予されます。														

裏面に、この制度のQ&Aがあります。

※詳しいことは、各学校の担当者又は下記へお問い合わせください。

栃木県教育委員会事務局教育政策課(修学資金担当)

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

Tel 028-623-3354



【栃木県ホームページ】 <https://www.pref.tochigi.lg.jp>

ホーム > 教育・文化 > 学校教育 > 高等学校 > 奨学金情報 > 高等学校等修学資金の貸付制度について

## 栃木県高等学校等修学資金貸与制度のQ&A

Q 1 学習成績について基準はあるのですか？	A 1 ありません。勉学の意欲があれば貸与を受けられます。										
Q 2 経済的理由により修学が困難とは、具体的にどのような場合ですか？	A 2 ①世帯が生活保護を受けている場合、②市町村民税が非課税・減免となっている場合、③世帯の総収入が県の定める収入基準額の1.5倍以下の場合、は貸与の対象となります。 ※収入基準額で判断する場合、基準の1.5倍を超えるときは貸与の対象になりません。										
Q 3 父が会社のリストラのため失業しました。修学資金の貸与を受けられますか？	A 3 A 2の回答と同様です(A 2①～③に該当すれば対象)。 【参考】(公財)栃木県育英会では、家計が急変した場合に奨学金を貸与する緊急採用の制度があります。										
Q 4 昨年度に引き続き今年度も継続して借りたいのですが、再度申請は必要ですか？	A 4 「継続貸与申請書」により、今年度も申請が必要です。										
Q 5 借りられる期間はいつまでですか？	A 5 1年間です。翌年度以降、継続申請の手続を行うことによって、最大で高等学校等の標準修学期間(全日制高校で3年間)となります。 ※1カ月欠席したとき(出席しなかったとき)は、その月の貸与は受けられません。										
Q 6 今回申請すると、いつごろ修学資金が交付されますか？	A 6 8月に開催する選考委員会で貸与者を決定し、4月にさかのぼって交付します。 修学資金の交付の時期は、概ね以下のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>交付時期</th> <th>交付する修学資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8(2026)年8月末</td> <td>4月～6月分</td> </tr> <tr> <td>令和8(2026)年9月末</td> <td>7月～9月分</td> </tr> <tr> <td>令和8(2026)年12月末</td> <td>10月～12月分</td> </tr> <tr> <td>令和9(2027)年3月末</td> <td>1月～3月分</td> </tr> </tbody> </table>	交付時期	交付する修学資金	令和8(2026)年8月末	4月～6月分	令和8(2026)年9月末	7月～9月分	令和8(2026)年12月末	10月～12月分	令和9(2027)年3月末	1月～3月分
交付時期	交付する修学資金										
令和8(2026)年8月末	4月～6月分										
令和8(2026)年9月末	7月～9月分										
令和8(2026)年12月末	10月～12月分										
令和9(2027)年3月末	1月～3月分										
Q 7 申請する前に準備しておくことはありますか？	A 7 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯以外の方は、市役所・町役場から6月初旬に発行される市町村民税の「令和8年度分課税証明書」を取得しておいてください。(同一世帯員全員分必要) (「令和8年度分課税証明書」の発行時期は、各市町の税務担当課にお問合せください) ※なお、マイナンバーの活用申請により課税証明書の提出に代えることができます。</li> <li>独立して生計を営む2人の成人(うち1人は親権者)に、連帯保証人になっていただく必要があります。新規の場合、連帯保証人の方の印鑑登録証明書を各1通準備してください。</li> </ul>										
Q 8 現在、栃木県育英会の奨学金を申し込んでいますが、申請できますか？	A 8 申請はできますが、両方から貸与を受けることはできません。										
Q 9 返還は誰がするのですか？	A 9 申請者(生徒)が責任をもって返還することになります。										
Q 10 返還の方法・その際の負担はどの程度になりますか？	A 10 月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択できます。 ※3年間貸与を受けた場合の月賦均等割返還例は、下表のとおりです。										

### 【参考】3年間貸与を受けた場合の月賦均等割返還例

種別	通学別	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還月賦額	返還回数	返還年数
公立	自宅	18,000円	36月	648,000円	5,400円	120回	10年
	自宅外	23,000円	36月	828,000円	5,750円	144回	12年
私立	自宅	30,000円	36月	1,080,000円	6,420円	168回	14年
	自宅外	35,000円	36月	1,260,000円	7,000円	180回	15年

(10円未満の額は最終回に加算します。)